

亀岡市いじめ調査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市条例第 1 3 号

亀岡市いじめ調査委員会条例の一部を改正する条例

亀岡市いじめ調査委員会条例（平成 2 6 年亀岡市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「調査審議する」を「同法第 3 0 条第 2 項に定める調査（以下「再調査」という。）及び審議を行う」に改める。

第 1 1 条を第 1 2 条とし、第 7 条から第 1 0 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（報酬）

第 7 条 委員（臨時委員を含む。）の報酬の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 再調査に関する聴き取り、調査活動、報告書の作成等、高度な専門性を要する実務作業に従事した場合 1 日につき
2 8 , 0 0 0 円
- (2) 前号に掲げる以外の場合 1 日につき 9 , 9 0 0 円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市いじめ調査委員会条例の一部を
改正する条例要綱

- 1 専門性の高い業務内容を反映し、委員の報酬を次のように定めることとした。
 - (1) 再調査に関する聴き取り、調査活動、報告書の作成等、高度な専門性を要する実務作業に従事した場合 1日につき 28,000円
 - (2) 前号に掲げる以外の場合 1日につき 9,900円
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。